平成２１年（再ロ）第６号

埼玉県加須市花崎北１丁目28番地99
再生債務者　中山　正一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第９号

埼玉県入間市大字新久970番地45
再生債務者　佐々木幹夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月28日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再ロ）第４号

川崎市川崎区藤崎１丁目13番８－414号
パークファミリア
再生債務者　佐藤　秀行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月28日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（再ロ）第１号

鳥取県米子市橋本206番地
再生債務者　乗本　利一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月28日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再ロ）第５号

高知市愛宕山南町14番１－６号　シャーメゾン愛宕山Ｃ棟102
再生債務者　股川　直人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月28日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第６号

高知市愛宕山南町14番１－６号　シャーメゾン愛宕山Ｃ棟102
再生債務者　股川　良子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月28日
高知地方裁判所民事部個人再生係

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構役員任命の公表について

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規程により、下記の通り独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役員を任命し、同条第４項の規程に基づき、平成21年９月30日に内閣総理大臣に届け出たので、これを公表する。
平成21年９月30日
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
理事長　シドニー・ブレナー
記
ロバート・バックマン
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事に任命する。

（平成21年９月30日）

会社その他の公告

合併公告

平成二十一年九月二十六日開催の甲の臨時総会及び乙・丙の通常総会並びに丁の臨時総代会において、左記組合は平成二十二年四月一日をもって合併して、その権利義務一切を新たに設立する「十和田おらせ農業協同組合」に承継させ、それぞれ解散することを決議しました。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、それぞれの主たる事務所に備え置いております。
平成二十一年九月六日
青森県十和田市西十三番町四番二八号
（甲）十和田おらせ農業協同組合
代表理事組合長　竹ケ原三郎
青森県上北郡東北町大字上野字新堤向九三番地１
（乙）八甲田農業協同組合
代表理事組合長　成田　國雄
青森県上北郡横浜町字寺下三四番地１
（丙）横浜町農業協同組合
代表理事組合長　秋田　力
青森県おつ市横迎町１丁目１１番三五号
（丁）はまなす農業協同組合
代表理事組合長　舘　秀明

合併公告

平成二十一年九月十六日開催のC、同年九月十九日開催のK、同年九月二十四日開催のA、F、及びG、同年九月二十五日開催のJ、同年九月二十六日開催のD、E及びH、同年九月二十七日開催のL、M及びN、同年九月二十八日開催のB、Iの総会において、左記組合は合併して霞ヶ浦漁業協同組合を新設しその権利義務一切を承継して、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、Nは解散する決議をしたので、この決議に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、左記組合の財産目録及び貸借対照表は当該組合の主たる事務所に備え置いています。
以上、水産業協同組合法第六十九条において準用する同法第五十三条の規定により公告します。
平成二十一年十月六日
茨城県土浦市小松一丁目二一番九号
（A）土浦市漁業協同組合
代表理事組合長　井嶋　文三
茨城県土浦市手野町二一八一番地の二
（B）土浦第一漁業協同組合
代表理事組合長　瀬古沢　登
茨城県かすみがうら市坂一九三八番地
（C）かすみがうら市漁業協同組合
代表理事組合長　桜井　謙治
茨城県小美玉市高崎七九六番地
（D）田余漁業協同組合
代表理事組合長　長谷川正二
茨城県小美玉市下玉里一五六三番地の三
（E）新治玉川漁業協同組合
代表理事組合長　山口　勇
茨城県行方市玉造甲一二五番地の八
（F）玉造漁業協同組合
代表理事組合長　斉藤　邦夫
茨城県潮来市永山八二七番地
（G）牛堀漁業協同組合
代表理事組合長　薄井　征記
茨城県稲敷市上須田二六二二番地の一
（H）本新島漁業協同組合
代表理事組合長　黒田　貞雄
茨城県稲敷市浮島三一五九番地
（I）浮島漁業協同組合
代表理事組合長　山田　廣嗣
茨城県稲敷市岡飯出八一五番地
（J）古渡浦漁業協同組合
代表理事組合長　松田　悟
茨城県稲敷市信太古渡五五九番地
（K）古渡漁業協同組合
代表理事組合長　武藤　彰男
茨城県稲敷郡美浦村大字大山二三三七番地
（L）美浦村安中漁業協同組合
代表理事組合長　田崎　興
茨城県稲敷郡美浦村木原五九六番地の一
（M）美浦村漁業協同組合
代表理事組合長　塚本　悟
茨城県稲敷郡阿見町掛馬一二八三番地
（N）阿見町漁業協同組合
代表理事組合長　柳生　幸男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建築資材の製造及び販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　フジサンケイビジネスアイ
掲載の日付　平成二十一年九月三十日
掲載頁　十六頁
平成二十一年十月六日
神奈川県綾瀬市深谷八丁目五番九号
（甲）ヌマタ株式会社
代表取締役　野村　俊彰
神奈川県横浜市西区岡野一丁目九番六号
（N）沼田金属工業株式会社
代表取締役　野村　芳平